

第7章 家族への支援

1. 介護休業制度・雇用保険(介護休業給付)

労働者が家族を介護する場合、申し出ることにより、要介護状態にある対象家族1人につき、通算93日まで3回を限度として、介護休業を分割して取得することができます。一定の要件を満たす場合は、介護休業給付金が受給できます。

対象者

介護休業制度

要介護状態にある対象家族を介護する男女労働者の方が対象です。日々雇用される方は除かれます。

期間を定めて雇用される方は、申出時点において、次のいずれにも該当すれば介護休業を取得することができます。

1. 同一の事業主に引き続き雇用された期間が1年以上であること
2. 介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日から6か月経過するまでの間に、労働契約(更新される場合には、更新後の契約)の期間の満了することが明らかでないこと

※法改正により、休業の取得によって雇用の継続が見込まれる一定の範囲の期間雇用者は、介護休業が取れるようになりました。

雇用保険(介護休業給付)

介護休業給付金の支給を受けるには以下の要件を満たす必要があります。

1. 開始日前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある完全月(過去に基本手当の受給資格の決定を受けたことがある方については、基本手当の受給資格決定を受けた後のものに限る。)が12か月以上あること
2. 介護休業期間中の1か月毎に休業開始前の1か月あたりの賃金の8割以上の賃金が支払われていないこと
3. 就業している日数が支給単位期間(1か月ごとの期間)ごとに10日以下であること(休業終了日が含まれる支給単位期間は、就業している日数が10日以下であるとともに、休業日が1日以上あること)

内容

対象家族は配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹および孫です。

対象家族1人につき、要介護状態*に至るごとに3回、通算93日までの間で労働者が申し出た期間、分割して介護休業が取得できます。

要介護状態から回復した対象家族が、再び要介護状態に至った場合は2回目の介護休業ができます。3回目も同様です。対象家族1人当たりの取得日数の上限は、通算して93日までです。

※要介護状態とは、負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態のことをいいます。



支給金額

介護休業給付の支給対象期間(1か月)ごとの支給金額は、原則として下記のとおりです。

休業開始時賃金日額×支給日数×67%

1. 支給日数は下記のとおりです
 - (1) (2)以外の支給対象期間については30日
 - (2) 休業終了日の属する支給対象期間については、当該支給対象期間の日数
2. 「賃金日額」は、原則介護休業開始前6か月の賃金を180で除した額です。これに上記1の支給日数の30日乗じることによって算定した「賃金月額」が466,500円を超える場合は、「賃金月額」は466,500円となります。(これに伴い、支給対象期間(1か月)あたりの介護休業給付金の上限額は、312,555円となります)また、この「賃金月額」が68,700円を下回る場合は68,700円となります(これらの額は毎年8月1日に変更されます)。
3. 各支給対象期間中の賃金の額と「賃金日額×支給日数」の67%相当額の合計額が、「賃金日額×支給日数」の80%を超えるときには、当該超えた額が減額されて支給され、当該賃金の額のみで「賃金日額×支給日数」の80%に相当する額以上となる場合は不支給となります。

申請

対象家族の氏名および労働者との続柄、介護を必要とする理由、休業開始予定日ならびに休業終了予定日を明らかにして、事業主に申し出ます。休業開始予定日から希望通り休業するには、その2週間前までに申し出ます。

2. ハローワーク(職業相談窓口)

ハローワークでは求人情報を検索したり、求職申し込みを行い、職業相談、職業紹介を受けることができます。ご家族が新たにお仕事を探す場合にも利用できます。

相談内容

<職業相談>

- ・ ハローワークの窓口では、就職にあたっての様々な相談に応じています。
- ・ 全国ネットのシステムにより求人情報を公開しており、ハローワークにある求人情報端末機で、希望の求人を効率的に探すことができます。

<職業紹介>

- ・ 応募したい求人があった時は、企業に連絡をとった上で「紹介状」を交付します。

<個別相談>

- ・ マンツーマンで予約形式の相談も実施しています(対象となる方の要件があります)。

<各種セミナー等>

- ・ 求職活動に必要な履歴書、職務経歴書の書き方や面接の受け方をはじめ各種のセミナーを開催しています。

利用の流れ

ハローワークを利用して求職活動を行うためには求職申し込みが必要です。居住地を管轄するハローワークで手続きをしてください。 [ハローワークの一覧はP57](#)

求職申し込みが受理されたら「ハローワークカード」が交付されます。「ハローワークカード」は窓口相談の際に使用しますので、ハローワークに来所する際は持参してください。求職申し込みの有効期間は、原則として受理した日の翌々月の末日までとなっています。

